

「令和8年度おいしい牛乳をありがとう絵手紙コンクール」開催要領

1 目的

「おいしい牛乳をありがとう」の気持ちをテーマにした絵手紙の制作を通じ、牛乳や酪農家等に対する理解や関心を深めることを目的に、日頃から学校給食や自宅で牛乳を飲んでいる小学生に作品を募集する。

また、酪農家が小学生からの絵手紙により元気をもらい、生産意欲向上の一助とするとともに、酪農業への理解醸成、学校給食用牛乳の飲み残しの削減、牛乳の消費拡大につながる取組とする。

2 主催 千葉県・千葉県酪農のさと

3 後援(予定) 千葉県牛乳普及協会・千葉県酪農農業協同組合連合会・
千葉県学校給食用牛乳供給事業連絡協議会・千葉県教育委員会

4 協賛(予定) 古谷乳業株式会社・興真乳業株式会社・千葉県酪農農業協同組合・
千葉北部酪農農業協同組合・君津牛乳有限会社

5 応募規定

(1) 内容

日頃おいしい牛乳を生産してくれる乳牛や生産者等へのメッセージまたは、牧場などで牛に出会った時やふれた時の気持ち等を、絵手紙にする(絵のみでも可能とする)。

(2) 応募資格

ア 県内小学校に在籍する児童(特別支援学校小学部、義務教育学校前期日程(小学校相当学年)を含む)

イ 1人1作品(1人2作品以上、2人以上で1作品は認めない)

(3) 部門

低学年の部(1・2・3年生)・高学年の部(4・5・6年生)

(4) 応募方法

ア 通常のはがきまたは同サイズ用の紙(市販の未使用官製はがきを除く)に、絵と手紙文(絵のみでも可)を書く。

イ ヨコ書きで、はがきサイズにおさまれば文字の大きさや字数の制限はない。

ウ 別添応募用紙、出品取りまとめ票及び出品者名簿に必要事項を記入の上、応募用紙を作品の裏面に貼り付け、学校ごとに取りまとめて郵送する。

(5) 応募先

〒299-2507 千葉県南房総市大井686 千葉県酪農のさと

☎ 0470-46-8181

6 応募締め切り 令和8年9月24日(木) 当日消印有効

7 審査

(1) 審査について

ア 第一次審査

応募のあった作品について、委託業者により、高学年の部500点、低学年の部500点を選考する。

イ 第二次審査

第一次審査で選考した各部500点を千葉県酪農のさとに約1ヵ月間展示し、来場者による投票審査を行う。なお、展示期間については、県ホームページ、酪農のさとホームページへの掲載及び関係団体等に通知し、県民や畜産関係者に周知を行う。

ウ 最終審査

二次審査の上位50作品程度(同じ得票数の場合全て最終審査へ)を最終審査の対象とし、主催及び後援団体が構成する審査委員会で審査を行う。審査基準は別途定める。

(2) 発表

入賞等は令和9年1月頃、各小学校に通知する。

8 表彰

(1) 表彰の種類

ア 千葉県知事賞

低学年の部、高学年の部 各1点 計2点

イ 千葉県牛乳普及協会会長賞

低学年の部、高学年の部 各1点 計2点

ウ 千葉県酪農農業協同組合連合会長賞

低学年の部、高学年の部 各1点 計2点

エ 千葉県学校給食用牛乳供給事業連絡協議会長賞

低学年の部、高学年の部 各1点 計2点

オ 優秀賞

低学年の部、高学年の部 各4点 計8点

(2) 受賞作品について

入賞者の作品は、作品を掲載したクリアファイル等の制作、協賛乳業者等の牛乳パックのデザインへの採用など、本コンクールの趣旨に沿った広報活動に活用する。

また、制作したクリアファイル等は、作品応募のあった小学校に送付する。

9 注意事項

(1) 応募作品の帰属

応募作品の著作権は2次使用も含めて千葉県に帰属し、応募された作品は原則として返却しない。

(2) 広報への活用

応募作品は、8の(2)の他、千葉県ホームページへの掲載、牛乳関連のイベント等での展示等、本コンクールの趣旨に沿った広報活動に活用する。

(3) 氏名公表(その他個人情報の取り扱い)

入賞者の学校名、学年、氏名を公表する。

その他個人情報は、本コンクールの実施に関する事務処理においてのみ使用し、本使用目的以外に本人の同意なく使用しない。

(4) 制作について

応募作品に描かれる創作物は、著作権を侵害せず、かつフリー素材や生成A Iを参考としていない、製作者自身の手による独創性のあるものに限る。また、特定の企業の商品とわかる品名、マーク、デザイン等を描かないこと。なお、作品が破損する恐れがあることから、貼り付けているものや厚みのあるものは審査の対象から除外する。

10 本コンクールに関する問合せ先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

☎ 043-223-2927

千葉県農林水産部畜産課企画経営室